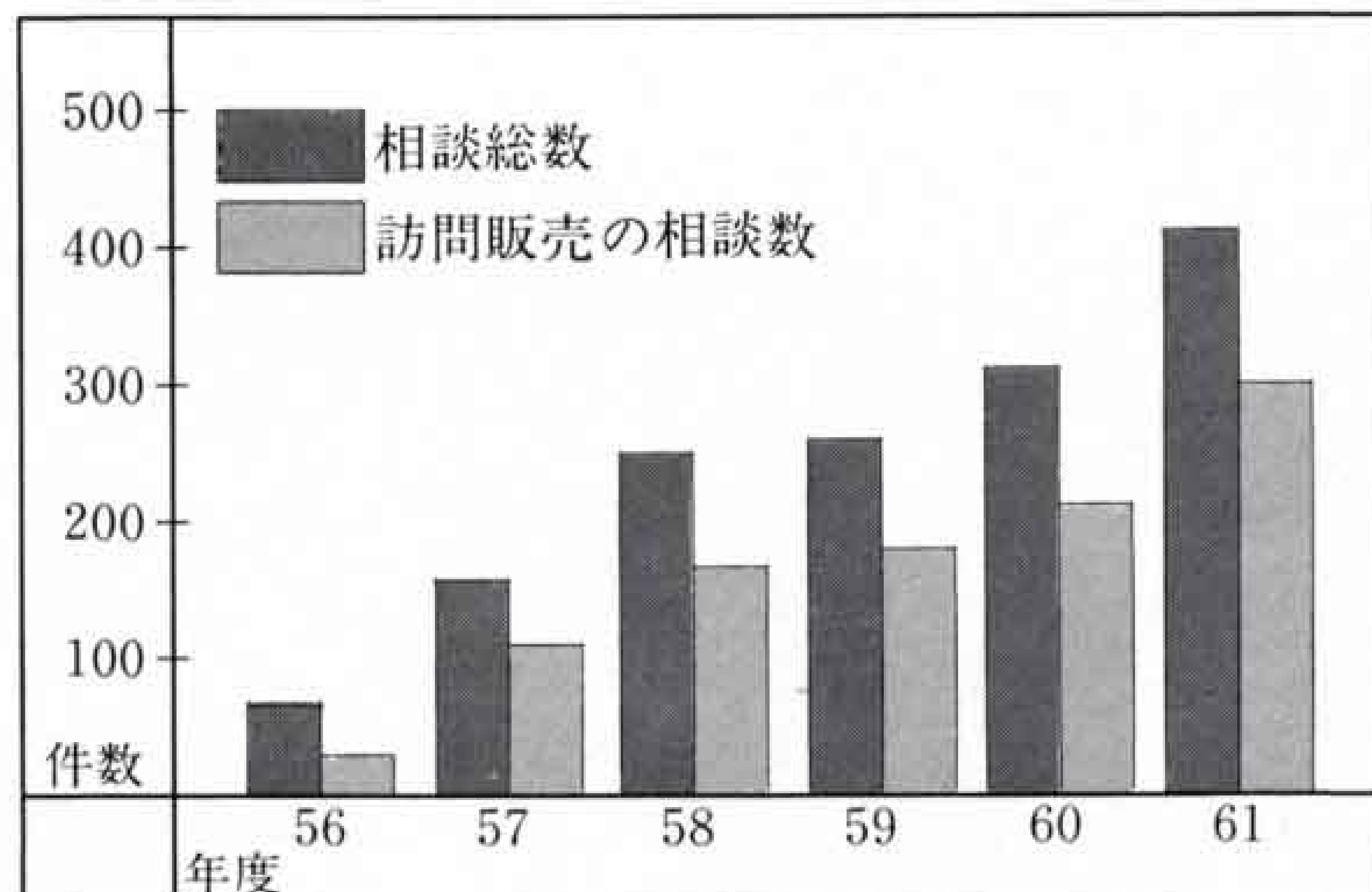


一向に減らない悪質商法

“いらない”と断わる勇気と見抜く智恵を



豊田商事の金地金の現物まがい商法は、私たちの記憶に新しい事件でした。また、お年寄りを狙い「このつばを買えば幸せになれる」と法外な値段でつばを売りつけた靈感法なども世間を騒がせました。

訪問販売

生活安全課では、市民の皆さんからさまざまな相談を受け付けていますが、悪質な訪問販売による消費者生活相談は、ふえる一方です。悪質な訪問販売とは、一見善良そうに近づいて、「もうかりますよ」「得をしますよ」とあなたの心につけ入り、巧みな話や強引な態度で契約させるものです。商品の購入は慎重に、万一「おかしいな」と思つたらすぐ生活安全課に相談しましょう。

增加する一方の
訪問販売

これだけ悪徳商法の存在が社会に広まり、関心が高まつてもその数は一向に減っていません。市民の皆さんから生活安全課へ寄せられた消費生活相談の件数は別表のように増加する一方です。

昭和六十一年度は相談件数が四百十九件にも達しました。その内、訪問販売に関するものは三百件で、七十%以上を占めています。被害にあっても、そのまま泣き寝入ってしまった人もかなりあり、相談に訪れる人は被害者のほんの一部と見られています。

一説によれば、経済活動が盛んで、融通できるお金を持っている人の多い富士市は、訪問販売の絶好な市場と言われます。

商法が巧妙に

悪質な訪問販売による被害が減らない原因の一つに、業者の商法が巧妙になってきていることが挙げられます。実際、富士市に最近あつた消火器と中学生用学習教材の事例から、手口を紹介します。

事例二 学習教材の販売（吉永地区）

ある日、吉永地区にお住まいのAさんの家に中学生用の模擬テストが配されました。中学一年生の息子さんは、力を試す目的で解答し、配布の際言われたとおり、三百円を添えて郵送しました。約一ヶ月後の夜八時ごろ、採点した答案とデータなどを持つて中の女性が訪れました。進学のことなどに詳しく、Aさんは「三百円のテストにしては親切だ」と思いました。

しかし、話が長くなり不審に思つたので、一時間ぐらいしてから

何か目的があるのか尋ねてみました。すると学習教材の販売だといい、セールスが始まりました。教材はファックスなどニューメディアを使って指導することでも、息子さんが興味を示し、時刻も十一時になっていたので、Aさんは購入契約をしてしまいました。現金価格は四十五万三千円でした。五日後、教材が届くと経済的理由から家族の反対にあり、翌日、Aさんは会社へ解約の電話を入れましたが通じませんでした。以後毎日電話しましたが、通じ





△訪問販売で多い商品

消費生活相談員
池田かつさん(中里町1)不安になつたら
すぐ相談を

最近の訪問販売の特徴は、手口が実に巧妙なことです。悪質な業者は、人の裏をかいたり、誠実そうなそぶりはお手の物です。ですから、まず業者を寄せつけないことが第一です。

また、購入する羽目になつても、すぐ印は押さず、現金払いもしないことが大切です。いずれにしても、不安になつたらすぐ相談してください。

消費生活相談商品ワースト5		
順位	商 品	件 数
1	羽毛布団等寝具類	47
2	消 火 器	29
3	教育補習教材・塾	28
4	海外先物取引など	21
5	ステンレスなべ、食器類	20

(昭和61年度)

もうかりますよ

こんな話に ご用心

たのは契約してから十日後で、解約は拒否されました。

その後、生活安全課に相談に来ましたが、無条件で解約できるクーリングオフの期間（七日間）を過ぎていたため、解約の交渉は難行しています。

そのほか市内で見られる商法をいくつか紹介します。

◆SF商法

SFとは新製品普及会の頭文字をとったものです。食料品などを配りながら講習会をするとの名目で人を集め、閉めきった部屋で熱

狂的な雰囲気を盛り上げて商品を買わせるので、催眠商法ともいわれています。磁気マットや健康食品、羽毛布団などが売られます。

◆ホームパーティ商法

あるお宅の奥さんに頼み込み、そこを会場にして、ホームパーティーを開くことにし、顔見知りの人を集めもらいます。表向きはアンケートへの協力ということですが、結局は商品の販売会になります。ステンレスなべ、下着、健康食品などがあり、知り合い同士ということもあって、義理や見栄で買ってしまうことがあります。

◆士(資格)商法

何でもかんでも資格時代。経営法律、建築関係など一般に公的資格と紛らわしい〇〇士の資格取得を勧めるダイレクトメールが送付され、そのあと電話で勧誘の追いうちがかかります。適当に話を聞いていただけなのに、後日受講代金を請求されたり、話が違うので契約を取り消そうと思つても返金してくれないなどの例があります。

解約は七日以内に

訪問販売などによる商品の解約は、クーリングオフという制度を利用できます。これは、一たん取り交わした契約を解約したいとき、

被害にあわないための十力条

- 1、何の用？ しつかり
- 2、おかしいと思ったときはドア開けず
- 3、もうかります
- 4、あやしいぞ 人の フトコロ聞く業者
- 5、勇気出し、はつきり 言おう いりません
- 6、しつこいな そんな 聞こう 身分と用件
- 7、迷つたら 一人で迷わず 相手は一一〇番
- 8、サインして あとで しまつた もう遅い
- 9、契約は してもお金は 後払い
- 10、あなたです 自分の 財産守るのは

契約した日を含めて七日間以内(日数は商品により異なり、契約書に赤字で説明してあります)に書面で断われば、無条件で解約できる制度です。変だな?と思つたらすぐ生活安全課へ相談をしてください。内線二三二四一